

北海道教育大学における倫理・人権教育の在り方等に関する
有識者会議（第3回）議事要旨

1. 日時
平成21年12月18日（金）13時00分～15時40分
2. 場所
KKRホテル札幌 2階 はまなす
3. 出席者
○委員
祖母井委員、押谷委員、小野寺委員、西村委員、山田委員
○オブザーバー
北海道警察本部平澤生活安全企画課長
○北海道教育大学
学長、後藤理事、前田事務局長、齊藤総務部長、小泉学務部長
4. 議事
(1) 再発防止策について
(2) 不祥事を起こした学生の教員免許取得の取扱いについて

[討議の要旨（主な意見）]

「○」⇒ 委員からの意見等 「●」⇒ 大学からの意見等。

(1) 再発防止策について

《学生の対する再発防止策》

事務局から、資料に基づき北海道教育大学の現状について説明の後、討議がなされた。

- 資料にある履修科目（「平成20年度人権・倫理・道徳関連開講科目」）は、知識としての科目なのか、それとも、先生になっていくためのステップとしてのものなのか。
- 色々な科目があるが、基本的には知識が中心である。
- 知識だけを教えていると、知識では分かっているが行動は別という人がいるのではないかという気がする。なかなか自分の事として考えられない。どうすれば自分の事として考えられるのかということが非常に大事ではないか。
- 教師としての在り方、教師論的な科目はあるのか。
- 「教職論」という科目を開講している。
- 資料にある履修科目（「平成20年度人権・倫理・道徳関連開講科目」）よりも、そのあたりが一番関係するのと思う。
法律的なことで、こういう処罰があるという指導も十分やっつけていかなければならないが、教師となることの誇りを持たせる指導もしっかりとやってほしい。もう一つ、北海道教育大学の学生として誇りを持たせるような科目があっても良いように思う。
- 教師の使命ということについては、今、世の中で非常に強く言われていて、教職大学院の授業の中では取り上げている。今言われたことは、教員を養成する大学として非常に大事な課題であると認識している。
自校教育については、カリキュラムの中にどのように入れていくかということで、開設が遅れている。教養科目の構造を一度きちんと見直さなければならぬと考えている。
- 教職概論（教職の必修科目）は、教師になる心構えを持ってもらうことの趣旨でできた科目だと思う。教職概論を本委員会の委員の協力を得るなどして、充実させてはどうか。
- 今回の事件があって、対処療法だけでも大学で特別講義を行った。教師だから高い倫理観が求められているということをストレートに示していく。このような特別講義を、もう少し実施していっても良いのではないか。
教職概論のように、きちんと一つのコマとして丁寧に積み上げていく科目も勿論必要だが、ダ

イレクトに、やってはいけないことを理解させ、教育大生は高い倫理観が必要だということを、ストレートに教育していく講義が非常に分かりやすく効果があると思う。

- その場合に、単位化して、自校教育とか、今言われたストレートのものも組み合わせで15週作るのが良いのか。単発で特別講義という形で毎年行うようにするのが良いのか。
- 例えば、教員倫理みたいな科目を作って、その中に第1回目は自校教育をやり、第2回目には教員としてのあるべき姿みたいな、そういう非常に大きな理念的なものを置いて、徐々に具体化していくような構成も良いのではないかと思う。その中で、こういう教員になりたいというものがはっきりしていれば、自ずとやってはいけない事が分かるわけだから、そういう意味では、今、(2人の)委員が言われた、根本にあって、また実践的な具体的な知識を持っているということは両輪として必要なことだと思う。常に学生を引き寄せておくような講義があって、一方では、「憲法」はどこかの大学でもあるが、憲法の下には実践的な法律が沢山あるわけで、今の実社会でどういう法律問題が発生しているのか、ストーカー規制法とか、悪徳商法、労働法の問題だとか、学生が直に必要なところの触りだけでも知ると、社会の仕組みが分かるので、そうすると行動の規範になるのではないかと思う。単位化してどういう講義をやるかということは、それぞれの専門家に相談して、より充実したものを作るのが良いのではないか。
- 新しい科目を単位化する。それだけでも一つは前進だとは思うが、その講義の方法を考えると必要だ。より、学生たちにとってその問題について自分の事として考えさせるような教室環境とか、指導法とか、そのあたりも具体的に考えないと、科目を作っただけでは効果が上がらないという気がする。
- その課題だ。特別講義的に行ったときに、学生にどう聞かせるか、参加率をどう高めるかというのも一つ課題だ。
それと、いつ、どういう形で行うかというのは大きな課題だと思う。
- そういう意味で、学生が非常に熱心に聞くような講義というのは、具体的にどういう形にもって行くと良いのか。即効性のあるようなことはなかなか出来ないの、日々の積み重だろろうとは思うが。
- 今の若い人は学生を含めて、こういう行為をしたらどういう法律に触れるのかということが分かっていない者が多い。繰返し事例を交えて話をして行くことが必要ではないか。特に、若い人には、実際それを経験した、取扱った人の話というのが効果的である。
- 事実を知らせるといのは大変興味を持つと思う。そういうようなことも含めてトータルとして一コマできれば、北海道教育大学方式ということで提供出来るかもしれない。
- この問題は、小さい頃からきちんとやらなければならないといつも思っている。北海道教育大学は、小学校、中学校を持っているので、小学生とか中学生の教育をするときに、倫理的な教育をどう工夫しているのか。それを大学とうまく繋げる方法はないのか。
- 中学校では道徳に力を入れている。小学校も同じような教育をしている。ただ、高等学校の附属がないので、附属の小・中学校を経験したうちの何人かが本学に入っているが、その教育としての連続性というのは残念ながらない。附属学校を、学生達の学びの場として活用出来ないことはないと思うが、大学生にとって必要な道徳観、倫理観というものと、小学生、中学生に求められる倫理観、道徳観というのは共通する部分もあるが、かなり異なると思うので、何かうまく連携出来るのか、すぐには浮かばない。
- せっかく附属学校があるので、何か活かせる方法はないかと思う。
- 学生に対する再発防止策は、授業もそうだが、それ以外に、特に1年生の場合の担任制によるきちんとした教員側の指導体制というのも必要だし、研究室単位の教員の指導ということもこれまで議論されてきたことだと思う。もう一つは、学生に何かが起こったときには責任を取るといことは、教育に携わる者の心構えだと思うので、そのあたりを明確にする必要があると思う。
- 学生がどう自覚するかということで考えるならば、一人一人にノートの的なものを作成して配るという方法もあるのではないか。例えば、教師としての心構え、ボランティア活動、特別講義などの記録をそこにファイルするとか。
- 講義で理論的に色んな事が分かるということは、それは勿論必要だが、本当に人間として成熟していける場面というのは、人間としてぶつかり合うそういう場所だと思う。そういう場所をも

っと沢山作っていくことが大事だと思う。

- 資料により、地域貢献活動を行っている大学生ボランティア活動について紹介があった。 —
- 本学では、「学校ボランティア」というのを行っている。主として小学校に学生達が行って、実際に教育現場で先生方のお手伝いをするという、ユニークなボランティア活動だと思う。大学の外でいろんな大人と出会って、そこから自分なりのローンモデルを得るとするのは非常に良い方向を示してくれるだろうと思う。

《教員に対する再発防止策》

事務局から、資料に基づき北海道教育大学の現状について説明の後、討議がなされた。

- 教員の評価制度はあるのか。
- 教員人事評価制度を昨年度に試行した。基本的に、自己申告になっている。
- 学生による評価はあるのか
- 授業評価と、卒業時にアンケートを取っている。
- (旭川の事案) 大学の密室化と関係があると思う。一般の社会から見ると、大学は密室化の度が強い。もう少し風穴を開けて風通しを良くしなければいけないと思う。
- 透明性ということでは、評価をオープンにするということも一つの方法かと思う。
- (ハラスメント防止等) 規制的なものは必要だが、一方で、福利厚生など職員が伸び伸びと活動できる環境作りもやってほしい。
具体的に即したハンドブック的なものを作って職員に配るのもいいのではないか。
「教師倫理実践センター」的なものを作って、大学ではこのように取り組んでいるということを出し出すのもアピール度があるのではないか。
- 資料(「ハラスメント関連研修会等実施状況」)を見ると、ハラスメントの研修が少ないと思う。何年かに1回、理念から具体例を含めたハラスメント研修を義務付けることも一つかと思う。ちょっとした限界事例、例えば、学生のために良いと思ってやったことからハラスメントに進んでいくケースもあるのかもしれないので、だれもが陥りやすいケースを紹介する等の研修を行ってあげばいいのではと思う。
- 全国的に模範となるようなガイドブック的なものを作ると良いのではないか。

(2) 不祥事を起こした学生の教員免許取得の取扱について

- これは、非常にデリケートな問題だと思う。免許を与えないという場合は、法的な根拠がない。それをどうしたらいいかということがある。不祥事を起こした場合、免許を持ったとしても、本人にとってはかなり大変な思いをする可能性がある。大学の方が免許を取るなどということは言えない。様々な問題がある。
北海道教育大学では、(教員養成課程の学生の) 特例措置で、例えば、心身の問題で免許を取っても教員になるのが大変だというような学生には、代替措置で教育実習に変わる科目を履修し卒業する。つまり先生になることはない。そういう道を残している。
- 大学で必要な単位を修得して教員免許の申請をすると、自動的に教育委員会から免許状が付与されることになるのか。
- 必要な単位を取っていれば、自動的に付与されることになる。
- そうすると、免許状を付与するのは教育委員会の権限だけれども、实际的に大学にそのイニシアティブがある。教員免許取得の取扱について議論するわけだが、大学が単位を与えるべきかどうかということを議論することになるのか。
- 教員免許を取るに必要な単位を全部与えるかどうかという議論になる。
例えば、2単位足りなくて、免許を申請出来なかった。それは、通信制の大学とか、科目等履修生になって、足りない2単位を取れば、免許申請が出来ることになる。ところが、教育実習とか教職実践演習などコアになるものがあり、それはどこでも出せない。そういうコアとなる何単位のものがある。

本学の特例措置は、教員としての適正に欠けるような学生もいるので、教育実習に代わる代替科目を履修して卒業させることで作った。

- この問題は、採用側とリンクする問題かと思う。
- 採用選考検査のところで、禁固以上の刑に処せられた者は受検資格がない。
不祥事を起こした学生の採用については、難しい問題だと思う。
- そこが一番難しい問題だ。1度間違っただけで悪いことした学生を立ち直らせるというのも、教員の仕事だ。大学の仕事の一つだと思う。そのへんの判断が難しいので、これはそう簡単にいかないなと思う。
- 法的な問題もある。
- 基本的には学生の自由、職業選択の自由がある。
制度設計として、例えば、採用選考検査の欠格事由になっているような非常に重たいものについては、教育実習を受けることが出来ない、教員免許を取得出来ないような規定を設けて、大学では無責任な教員の輩出はしていないという形を作る。
そこに至らないような十分更正が可能なものについては、1回やったからといってチャンスが全くないというのはバランスを欠くので、それについては、本人の選択に任せる。その際には、教師になることが厳しいということを先生方が情報提供をしながら、本人が選択をしていくというような制度が、一番バランスが良いのでは、という気がする。
- 禁固以上の刑に処せられた者は、色んなところの欠格事由になっているわけだから、そこは社会的な了解が得られるのではないかと。しかし、ちょっと万引きを1回して処分保留になったというぐらいの不祥事が、その後全くやり直しがきかないとしたらかわいそうな気がする。
- 機械的に規則を作って可能性をつぶすというのは、それは教育の本分から外れるような気がする。画一的な規程を作るのは難しいのではないかと。
- 制度設計を一度作ってみて、それでどうマイナスがあるのかというようなことを議論すると、議論しやすいかもしれない。
- 禁固以上になると、間違いなく退学になるだろう。そうすると免許の取得がどうこうの問題ではなくて、学生の身分自体が喪失することになる。
- 免許を取らせないということは、この懲戒の本則（「学生の懲戒の基準」）と照らし合わせながら考えていかないとむずかしいと思う。
- 退学は、その大学ではもう単位を取れない。無期停学という重い処分の場合には、大学として教員免許は取得させない。しかし、本人が大学を卒業したいという意思がある場合には、教員免許は取得させないけれども大学は卒業させるというようなことが、法的にどうなのか。
本学の特例措置は、教育実習に行くのはダメだ。教育実習の単位が取れない。単純に言えばそういう措置だ。だけど、無期停学の場合は、教育実習に行ったらうまくやるかもしれないが、重大な過失を犯した。だから、ダメだと。こういうことを大学で決めて良いのかということがある。もし、良いということであれば、大学としてきちんと規則を作って、あらかじめ学生に提示する。入学の時に、学生にそのことを教育することが出来る。
- 技巧的だが、教育実習に行かないと免許が取れないので、その単位を取るための資格要件、受講要件というか、そういう形で作る方法はあるのかと思う。
- 根本的には、学生の職業選択自由、そこは確保すべきという考になるのか。
- 実質的にいうと、最後はそうなるだろうと思う。あるいは、例えば、憲法の典型的な自由でなくても、そこから派生する、研究したい自由、学習したい自由、学びたい自由もある。
- ただ、退学処分を認めている。退学しても、北海道教育大学はだめでも他の大学には入れる。それと同じように考えれば、北海道教育大学でこれだけのことをやったら教員免許を取らせないとやったときに、それが職業選択の自由を犯していることになるのか。つまり、他の大学に入り直して教員免許を取ることは出来るわけだから。ただ、北海道教育大学に入った以上、北海道教育大学で勉強する権利がある。それを、過ちを犯したから、その権利を大学が奪えるのかという問題があるのかもしれないが、退学を許している以上は問題ないような気がする。
- その比較の問題になる。権利と、そこを制約しても良い事情と。だから、退学になるような非違行為であれば、それは当然ということになるが。

- 停学に留めたのは、教育プログラムを施して更正させることが出来るという見通しがあつてのことだから、停学になったからといって一方的に教員の道を閉ざすのが適当かどうかという問題があるのでは。
- 停学になった者を復学させて、一方で、教員となることを閉ざすことが出来るのかの問題もある。
- 教育大学に入ると、(教員養成課程)卒業時には教員免許状が付いてくるということになるが、教員免許を持たなくても学士として就職する道はないのか。
- (教員養成課程)卒業したら教員免許を取れるようになっている。ところが、教師としても不適格な学生もいるので、本学では教員免許を取らなくても卒業できるような特例措置を新たに作った。